

様式第3

会 議 録

| | |
|--------|--|
| 会議の名称 | 茨木市公の施設使用料免除団体審査会 |
| 開催日時 | 平成 28 年 1 月 19 日 (火) (午前・午後) 10 時 00 分 開会 (午前・午後) 11 時 45 分 閉会 |
| 開催場所 | 茨木市役所南館6階 第2会議室 |
| 出席者 | 【審査会委員】 坪内隆、綾部貴子、木村武俊、木村正文 【担当職員】 小島青少年課長、徳永商工労政課長、戸田市民生活相談課長、 平野人権・男女共生課主幹、富崎男女共生センター所長 【事務局】 財政課長、課長代理、係長、職員2名 |
| 欠席者 | 【審査会委員】 矢倉昌子 |
| 議題(案件) | ・公の施設使用料免除団体の審査について |
| 配布資料 | ・次第 ・区分別使用料免除申請団体一覧 |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 事務局 | <p>それでは、時間となりましたので茨木市公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ち、各委員をご紹介します。</p> <p>《委員紹介》</p> |
| 事務局 | <p>現在、委員5名中4名の出席をいただいておりますので、この会議は成立しております。</p> |
| 会 長 | <p>ただいまから審査に入りますが、まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。</p> <p>本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録についてもその作成とその公表に努めているところです。</p> |
| 会 長 | <p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に則り会議は公開といたしまして、会議録につきましても公開することとし、資料につきましても傍聴者への閲覧を許したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>【異議なし】</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 会 長 | <p>それでは、本審査会を原則公開といたします。 傍聴者がいらっしゃるか確認してください。</p> |
| 事務局 | <p>傍聴者は、いらっしゃいません。</p> |
| 委 員 | <p>それでは、会議を再開し、議事をはじめます。 地域集会施設の免除団体の申請について、事務局に説明を求めたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>今回の地域集会施設の免除団体の申請内容について説明させていただきましたので、一覧表をご覧ください。</p> <p>自治会は211団体、各団体連絡協議会は9団体、公民館区事業実施委員会は32団体、自主防災会は21団体、茨木防犯協会地域防犯支部は18団体、地区人権啓発推進委員会は18団体、人権地域協議会は3団体、民生委員児童委員協議会は1団体、地区福祉委員会は33団体、老人クラブは87団体、市立小・中学校のPTAは39団体、青少年健全育成運動協議会は21団体、こども会は129団体でございます。</p> <p>前年度と比較しますと、統合・解散等により減少しておりますのは、自治会が15団体、地区人権啓発推進委員会が1団体、青少年健全育成運動協議会が5団体、こども会が21団体となっており、新設等による増加が、各団体連絡協議会が3団体、老人クラブが9団体、市立小・中学校のPTAが1団体となっております。</p> <p>なお、各団体につきましては、それぞれ各担当課において、免除団体に適合しているかについて、提出資料の内容等の確認を行い、免除申請を受け付けているものでございます。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、説明のとおり地域集会施設の免除団体につきましては、各担当課において要件を満たしているかの確認を行っているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによってよろしいでしょうか。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委 員 | 【異議なし】 |
| 会 長 | <p>地域集会施設の免除申請団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設の審査を終わります。</p> <p>続きまして、地域集会施設以外の施設の免除団体の審査を行います。必要に応じて市の関係職員から説明等をいただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、審査について、事務局から補足説明があるとのことですのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、これから順次、市の関係課から免除申請団体の「設立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」について、説明をいたしますが、内容をより明確にするため、免除申請団体の活動内容等を示した一覧表を作成しており、その一覧表に基づいた説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>青少年センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p> |
| 担当職員 | <p>青少年センターについて、説明させていただきます。</p> <p>青少年センターは、自主的・組織的な青少年活動を助長することによって、青少年及び青少年団体の健全な育成及び人権文化の高揚を図ることを目的に設置しております。管理については、市が直接管理運営を行っております。</p> <p>使用料免除申請団体活動実績一覧をご覧ください。</p> <p>今回、青少年センターの使用料免除申請は、スカウトの5団体から申請があり、すべて昨年の審査会で承認いただいた団体です。</p> <p>各団体により多少の表現の違いはありますが、いずれの団体も、</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 会 長 | <p>スカウト活動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的としている団体です。</p> <p>各団体とも、青少年センターの設置目的に適合しており、清掃活動や募金活動等を市と協働して行っています。また、野外活動やボランティア活動を通じ、青少年の育成に努めていただいております。その他の項目につきましても、免除団体としての要件を満たしていると考えますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第3団等、5団体につきまして、審査に付したいと思っております。</p> <p>日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第3団等、5団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>【異議なし】</p> |
| 会 長 | <p>日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第3団等、5団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、労働センターを利用する団体につきまして、審査を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なお、これから審査の対象となる団体の中に、木村委員ご自身が関係されている団体があるということを、事務局から聞いております。</p> <p>労働センターの団体の審査にあたりましては、木村委員には、ご退席頂きたいと思っております。</p> <p>《木村委員退室》</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 会 長 | <p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、労働センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> |
| 担当職員 | <p>茨木市市民総合センターに設置してあります、労働センターについて説明させていただきます。労働センターは、労働および消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するために設置されている施設です。また、労働関係団体として登録した団体が使用できるものであります。今回一覧表にある16団体から申請があり、うち15団体は、昨年の審査会で免除団体として認められている団体です。残る1団体につきましては、昨年度も申請があり、免除団体として認められた団体が解散のうえ新たな団体として再結成したものでありまして、全くの新規というわけではありません。こちらの団体につきましては、後ほど説明いたします。</p> <p>申請のあった団体の内訳については、16団体のうち14団体が労働組合、2団体が勤労者の福祉の向上を図る事業を行う団体です。本来であれば、申請のあった全ての団体について説明すべきではありますが、時間等の都合上、抜粋して説明させていただきます。</p> <p>まず、一覧表の13番の「パナソニックディスプレイデバイス労働組合」をご覧ください。この団体は、昨年免除団体として認められた「パナソニック AVC ネットワークス労働組合ディスプレイデバイス支部」が会社の事業構造改革により解散されたため、新たに結成された労働組合です。所在地は松下町1-1でありまして、組織人数は600人となっております。規約、予算書は添付書類のとおりでありまして、規約第6条に目的、第7条に事業内容を定めており、その内容は、団体行動をもって労働条件の維持改善を図ること、労働協約の締結並びに経営の参加に関すること等となっております。</p> <p>次に一覧表の1番の「キャタピラーウエストジャパン労働組合」でございますが、所在地は下井町1-23であり、組織人数は721人、規約、予算・決算書は、添付書類のとおりでありまして、</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| | <p>規約第5条に目的、第6条に事業内容が掲げられております。事業報告にありますとおり、賃金引上げなど、労働条件の維持・改善や、組合員の福利厚生に関する事などに取り組まれております。</p> <p>続きまして、一覧表の7番の「茨木労働組合総連合」でございますが、所在地は上中条1-8-34、組織人数は700人、規約、決算・予算書は、添付書類のとおりでありまして、賃金引上げや労働条件確保のための団体交渉等を行っております。</p> <p>これら以外の申請団体につきましても、要件を満たしており、申請書類は完備いたしております。</p> <p>よろしくご審査賜りますようお願いいたします。</p> |
| 会 長 | ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願ひします。 |
| 委 員 | パナソニックの工場は移転になったと思うのですが、労働組合は存在しているのでしょうか。 |
| 担当職員 | 敷地の南半分には、パナソニックが残っており、労働組合も残るものです。 |
| 会 長 | <p>他にご質問等ございませんでしょうか。以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、キャタピラーウエストジャパン労働組合等、16団体につきまして、審査に付したいと思ひます。</p> <p>キャタピラーウエストジャパン労働組合等、16団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p> |
| 委 員 | 【異議なし】 |
| 会 長 | キャタピラーウエストジャパン労働組合等、16団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。 |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 会 長 | <p>労働センターについての審査が終わりましたので、木村委員に入室していただきます。</p> <p>《木村委員入室》</p> <p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、つづきまして消費生活センターについて、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p> |
| 担当職員 | <p>それでは、消費生活センターについて説明させていただきます。</p> <p>消費生活センターのあります茨木市市民総合センターは、消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資することを目的に設置された施設であり、消費生活センターは、茨木市市民総合センター条例第20条に規定している、消費者相談業務、消費者啓発、消費者関係団体の活動支援を行っております。</p> <p>次に、免除団体申請をされている団体ですが、お手元の活動実績一覧をご覧ください。今回申請があったのは、「茨木市消費者協会」「大阪よどがわ市民生活協同組合」「生活クラブ生活協同組合大阪」「生活協同組合コープ自然派ピュア大阪」の4団体で、いずれも、昨年の免除団体審査会において、免除団体と認められた団体が引き続き申請しているものであります。</p> <p>それぞれ、免除団体申請書に活動目的・活動内容を記載し、定款、会則、決算報告、事業計画等の資料を添付させていただいております。</p> <p>次に、茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2第2項各号に掲げる審査基準についてであります。まず設置目的に適合する活動団体につきましては、活動実績一覧をご覧くださいながらご説明させていただきます。いずれの団体も、市民総合センターの設置目的である消費者の権利擁護などの活動を行っており、消費生活センターと連携し、消費生活展やセンター主催の講演会などへ積</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| | <p>極的に参加し、また、消費生活センター運営懇話会委員として参画、協力し、消費者啓発などの活動を行っております。</p> <p>代表しまして、茨木市消費者協会につきまして、活動実績一覧より簡単に補足説明いたします。定款・会則等による運営団体、3号予算及び決算がある団体につきましては、申請書記載、及び添付資料のとおり、適合している団体であります。</p> <p>次に営利団体につきまして、生活協同組合の3団体が営利団体かどうかの判断としましては、消費生活協同組合法第9条において、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。」と規定され、最大奉仕の原則によって設立された組合であること、事業概要においても、消費者の生活改善や、消費者の権利を守る事業を行っておりますことから、営利団体にあたらないと考えております。</p> |
| 会 長 | ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。 |
| 委 員 | 各団体において、懇話会の出席日数が昨年に比べ減っているようですが、いかがでしょうか。 |
| 担当職員 | 懇話会は、消費者の様々な意見の聴取及び意見交換の場として実施しているものですが、今年度は昨年度と比べて案件等が少なく、懇話会の開催回数自体を見直したためです。ただし、消費生活展の実行委員会は月1回程度実施しており、この会議につきましては、各団体に参加いただいております。 |
| 会 長 | <p>他に質問等ございませんでしょうか。それでは、市の関係職員の説明を聴いたうえで、茨木市消費者協会等、4団体につきまして、審査に付したいと思っております。</p> <p>茨木市消費者協会等、4団体につきまして、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによりよろしいでしょうか。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委 員 | 【異議なし】 |
| 会 長 | <p>茨木市消費者協会等、4団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、引き続きいのち・愛・ゆめセンターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p> |
| 担当職員 | <p>それでは、いのち・愛・ゆめセンターについて説明させていただきます。現在、いのち・愛・ゆめセンターは、コミュニティセンターや公民館と同様に地域集会施設という位置付けで、平成27年4月からは使用料につきましても料金の統一化を図り、基本的には同じ料金設定となっております。また、免除につきましても共通の免除基準に基づき免除しております。一方で、いのち・愛・ゆめセンターは、社会福祉法に基づく隣保事業を行う隣保館ということで、地域住民の福祉の向上を目指し、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする施設でもあります。隣保事業につきましては、社会福祉法に基づき、無料または低廉な料金で使用させることとされていますので、人権課題の解決という分野で他の2施設とは別にセンターの設置目的に照らし、運営上特に連携が必要と認められる地域住民の団体でかつ他の施設で使用料が免除されていない団体につきまして、共通の免除基準とは別にご審査いただくということで、部落解放同盟の3支部につきまして、審査をお願いしております。</p> <p>これらの3支部の活動につきましては、お手元にお配りしています、活動実績一覧のとおり、市と連携し活動している団体になりますので、昨年度に引き続き免除に該当する団体と考えておりますのでよろしく願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく願いします。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委 員 | いのち・愛・ゆめセンターの免除申請団体3団体以外の利用状況はどの程度でしょうか。 |
| 担当職員 | コミュニティセンターや公民館と同様に、地域の団体である子ども会や自治会、地域のサークル等にご利用いただいております。 |
| 委 員 | 免除団体の利用を優先するという取り扱いはありますか。 |
| 担当職員 | ありません。 |
| 委 員 | 部落解放同盟大阪府連合会中城支部についてですが、活動実績の資料が他の団体に比べて少なく、活動の実態がわかりにくいので、もう少し資料を添付していただきたいと思います。 |
| 担当職員 | ご指摘のとおり、添付の資料は少ないですが、他団体と同様の活動をされています。今後は、より詳細な活動の資料を提出するようにいたします。 |
| 会 長 | 他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。なければ、以上市の関係職員の説明を聴いたうえで、部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体につきまして、審査に付したいと思います。部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 【異議なし】 |
| 会 長 | 部落解放同盟3支部について、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。 |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 担当職員 | <p>それでは、引き続き男女共生センターローズWAMにつきまして審査を行いたいと思いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p> <p>茨木市立男女共生センターローズWAMについて、説明させていただきます。男女共生センターローズWAMは、男女共同参画社会を推進し、女性の自立と社会参画を図ることを目的に設置された施設です。具体的には、茨木市男女共同参画計画に基づいて男女共同参画社会推進のための各種講座や研修の開催、情報の収集や提供、女性問題等に関する相談業務などを行っております。</p> <p>施設使用料免除基準につきましては、茨木市立男女共生センター条例施行規則第7条の2に規定しております。その内容は、まず第1号、団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する団体またはセンターの設置目的に適合する活動を相当期間行った実績がある団体であること、第2号、行政との協働の観点から重点的な行政課題である男女共同参画社会の推進に向けた役割を担う団体であること、第3号、男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動を現に恒常的に行っていること、以下11号までの要件のいずれにも該当することを審査基準としております。</p> <p>今年度は15団体から申請があり、すべて昨年度の審査会において、免除団体として承認いただきました団体となっております。活動につきましても、特に大きな変更はございませんので、引き続き免除団体として承認をいただきたいと思います。</p> <p>続きまして、免除申請団体のうち3団体について説明いたします。</p> <p>まず、「茨木市母子福祉会」は、茨木市内の母子寡婦福祉団体として男女共同参画の視点を持ちながら母子家庭、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、交流会や就業支援相談会など、ひとり親家庭の支援活動を行っておられます。具体的事業として、市民会館におきまして、長きにわたり売店の事業を実施していましたが、市民会館の閉館に伴い、福祉文化会館に移動し、引</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 会 長 | <p>き続き事業を実施しております。ローズWAMにおいては、ローズWAMまつりの実行委員として参画いただいております。</p> <p>次に、「女性グループ翼（ウィング）」についてですが、女性グループ翼は、女性のエンパワメントの視点から活動を行い、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として、女性のための安心できる語りの場の運営、学習会等の企画運営、各種研修会への参加などを行っておられます。今年度につきましては、茨木市公益活動支援事業の助成を受け、小冊子等を作成し、各方面に配布する等の活動を実施されています。ローズWAMにおいては、市民協働企画やローズWAMまつりなどの企画にも委員として積極的に参加いただいております。</p> <p>最後に、「エンパワメントいばらき」は、ひとりひとりを大切にする男女共同参画社会の実現を目指して、ファシリテーターに関する研究、実践活動を行っておられます。具体的な活動としては、学習会の開催、ワークプログラムの研究開発、ファシリテーターの派遣等を行っておられます。また、子どもの安全教育のための講座を市内外の小学生、保護者、教育関係者に実施しております。ローズWAMにおいては、ワムワムキッズパークというイベントや、市民協働企画への参画、中学校でのワークショップなどを実施されています。ローズWAMまつりにも参加いただいております。</p> <p>いずれの団体も免除の基準に該当する団体と考えておりますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。</p> |
| 委 員 | <p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願ひします。</p> <p>免除申請団体のうち、SE&R研究会という団体についてですが、他の団体と比べ、連絡会への出席状況やローズWAMのイベントへの参加状況が少ないように思うのですが、いかがでしょうか。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 担当職員 | こちらの団体につきましては、いわゆるシェルターの運営を実施しております。配偶者暴力等の被害者を保護する活動を行っております。対外的な活動が望ましくないため、公のイベント等へは参加されていない状況です。色々な研修会や勉強会を実施されていますが、団体の性質上、ご自分の施設内で実施されているとのことです。 |
| 委 員 | SE&R研究会という団体は、茨木市内の団体なのでしょうか。 |
| 担当職員 | 活動内容から、所在地等は明らかにできませんが、茨木市内の団体です。 |
| 委 員 | 他にも親学の一步・いばらきという団体が、WAMまつりに参加していないようですが、いかがですか。 |
| 担当職員 | 昨年度は委員として参加いただいており、他のイベントにおいては、他団体と同様に参画、参加いただいております。今後は、WAMまつりにも参加いただけるよう、積極的に呼びかけるようにいたします。 |
| 会 長 | 他に質問等ございませんでしょうか。なければ、以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、茨木市母子福祉会等、15団体につきまして、審査に付したいと思えます。 茨木市母子福祉会等、15団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 【異議なし】 |
| 会 長 | 茨木市母子福祉会等、15団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。 |

| 議 事 の 経 過 | |
|------------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委 員 会 長 | <p>審査対象団体は以上となりますので、茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これもちまして終了いたします。</p> <p>なお、使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書の作成等につきましては、私に一任させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>ご異議がないということですので、今後の取り扱いつきましては一任させていただきます。</p> <p>審査会を各委員の皆様方のご協力を得て、対象団体の審査を無事終了されたことにつきまして、皆様方のご協力に改めましてお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上もちまして、茨木市公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。</p> |